

# 島根県公共事業事前評価実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、公共事業の事業実施前に必要性やその効果について客観的な視点から評価し、効率的かつ効果的な事業の実施、事業化決定プロセスの透明性を図り、各年度の予算編成にあたっての有効な判断材料にするため、県が事業主体となって実施する公共事業の事前評価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (対象事業)

第2条 事前評価の対象となる公共事業は、土木部と農林水産部が所管する国土交通省及び農林水産省の国庫補助事業、交付金事業並びに県単独事業とし、以下の各号のいずれかに該当する事業は除くものとする。ただし、事業担当課長が必要と認める場合はこの限りではない。

- 一 災害復旧事業
- 二 維持修繕事業
- 三 自然災害に関連する対策事業
- 四 一から三のほか、法令により義務づけられている事業
- 五 県政の極めて重要なプロジェクトで、多角的な視点から政策的判断のウエイトが大きい事業

## (事前評価の視点)

第3条 事前評価にあたっては、以下の各号に掲げる評価の基本的な視点を踏まえ、評価を行う際の指標（以下「評価マニュアル」という。）を定め、この評価マニュアルに基づいて評価を実施するものとする。

- 一 個別事業の必要性・緊急性等
- 二 個別事業の妥当性（事業化決定、事業執行主体、経済効率性、環境へ配慮、事業計画の熟度、第三者意見聴取の実施状況）

## (公共事業事前評価班の設置)

第4条 事前評価の実施に関し、妥当性を評価するため関係職員からなる島根県公共事業事前評価班（以下「事前評価班」という。）を設置する。

- 2 事前評価班の設置に関する事項は別に定める。

## (事前評価班の評価の尊重)

第5条 事前評価班の評価結果を対象事業担当課は尊重するものとする。

## (評価結果等の公表)

第6条 対象事業の事前評価結果及び事業概要を公表するものとする。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事前評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成17年10月5日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成29年10月1日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。